



港長公示第 29-3 号

港則法第 37 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 29 年 5 月 30 日

京 浜 港 長



京浜港横浜区第 5 区南本牧南東海域における航泊の禁止  
について

京浜港横浜区第 5 区南本牧南東海域において、南本牧ふ頭建設工事が行われているため工事期間中下記により当該工事作業に従事する船舶及び港長が認めた船舶を除く一般船舶の航行及び停泊を禁止する。

なお、平成 29 年 1 月 27 日港長公示第 29-1 号による京浜港横浜区第 5 区南本牧南東海域における航泊の禁止は、平成 29 年 6 月 8 日午前零時をもって、これを解除する。

記

1 期 間

平成 29 年 6 月 8 日から当分の間

2 区 域 (別図参照)

(1) 次の各地点を順次に結んだ線及びイとチを結んだ線により囲まれた海面 (世界測地系)

イ 北緯 35 度 24 分 36.3 秒、東経 139 度 41 分 31.6 秒  
ロ 北緯 35 度 24 分 27.3 秒、東経 139 度 41 分 42.5 秒  
ハ 北緯 35 度 24 分 08.3 秒、東経 139 度 41 分 31.4 秒  
ニ 北緯 35 度 24 分 11.1 秒、東経 139 度 41 分 28.0 秒  
ホ 北緯 35 度 24 分 26.7 秒、東経 139 度 41 分 37.1 秒  
ヘ 北緯 35 度 24 分 32.7 秒、東経 139 度 41 分 29.8 秒  
ト 北緯 35 度 24 分 25.2 秒、東経 139 度 41 分 20.5 秒  
チ 北緯 35 度 24 分 26.2 秒、東経 139 度 41 分 19.2 秒

(2) 次の各地点を順次に結んだ線及びリとカを結んだ線により囲まれた海面 (世界測地系)

リ 北緯 35 度 23 分 55.7 秒、東経 139 度 40 分 54.0 秒  
ヌ 北緯 35 度 23 分 44.4 秒、東経 139 度 41 分 07.2 秒  
ル 北緯 35 度 23 分 35.6 秒、東経 139 度 40 分 56.5 秒  
ヲ 北緯 35 度 23 分 44.6 秒、東経 139 度 40 分 40.7 秒  
ワ 北緯 35 度 23 分 45.3 秒、東経 139 度 40 分 40.7 秒  
カ 北緯 35 度 23 分 50.1 秒、東経 139 度 40 分 47.0 秒

3 標 識

上記2のうち、イ、ロ、ル、ワ、カの各地点に黄色灯付標識灯が設置されている。

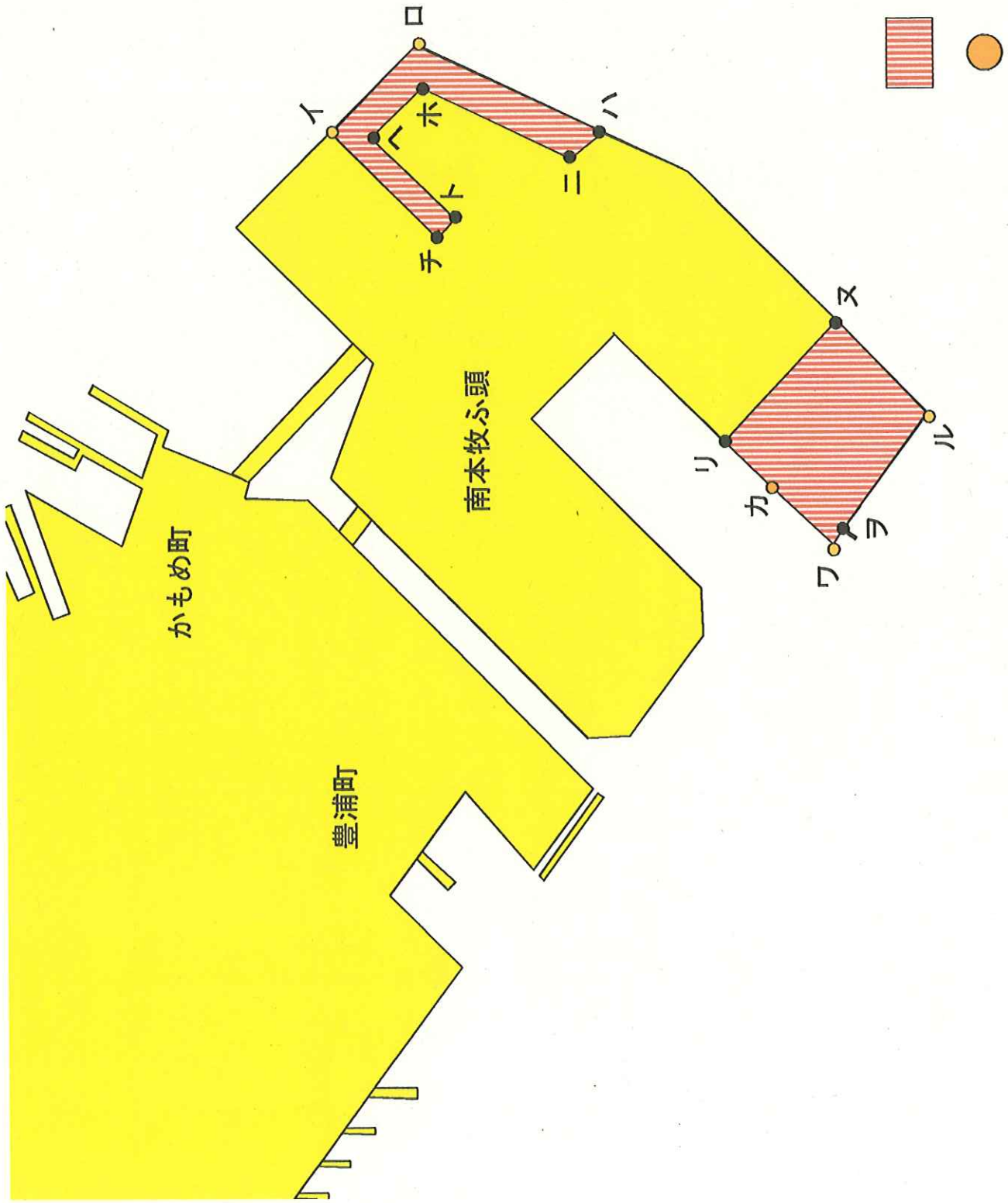
#### 4 備考

工事区域周辺には、午前7時から午後7時までの間、警戒船が配備されている。

また、夜間工事を行っている場合は、当該工事の間、警戒船が配備されている。

別図

4



航泊禁止区域

黄色灯付標識灯